褥瘡対策に関する診療計画書

氏 名			殿	<u>ŧ</u> 男	女		計画作成日_	
年	月 日 🖁	生		(歳)			
褥瘡の有無	1. 現在	なし	あり	(仙骨部	、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他())	褥瘡発生日	
特温の有無	2. 過去	なし	あり	(仙骨部	、坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他())		

危険因子の評価	日常生活自立度	J(1, 2)	A(1, 2)	B(1, 2)	C(1, 2)		対処
	•基本的動作能力	(ベッド上 自力体位)	変換)		できる	できない	
	(-	イス上 坐位姿勢の保持	寺、除圧)		できる	できない	
	•病的骨突出				なし	あり	「あり」もしくは
	•関節拘縮				なし	あり	「できない」が1 つ以上の場
	•栄養状態低下				なし	あり	合、看護計画を 立案し実施す
	•皮膚湿潤(多汗、尿药	夫禁、便失禁)			なし	あり	る
	・皮膚の脆弱性(浮腫)			なし	あり	
	・皮膚の脆弱性(スキン	ンーテアの保有、既行	È)		なし	あり	

								両括弧	内は点	数(※1)
褥瘡の状態	深さ	(0)皮膚損傷・ 発赤なし	(1)持続する発 赤	(2)真皮まで の損傷	(3)皮下組織ま での損傷	(4)皮下組織を こえる損傷	(5)関節腔、体 腔に至る損傷			
	渗出液	(0)なし	(1)少量:毎日 <i>0</i> い	D交換を要しな	(3)中等量:1日	1回の交換	(6)多量:1日2[可以上の交換		
の評価	大きさ(cm²) 長径×長径に直交する最大径 (持続する発赤の範囲も含む)	(0)皮膚損傷なし	(3)4未満	(6)4以上 16未満	(8)16以上 36未満	(9)36以上 64未満	(12)64以上 100未満	(15)100以上		
(D E S I G N R 2 0 2 0)	炎症•感染	(0)局所の炎症 徴候なし		徴候あり(創周 長、熱感、疼痛)	(創面にぬめり	があり、滲出液があれば、浮腫		(9)全身的影響 あり(発熱な ど)	合計	
	肉芽形成 良性肉芽が占める割合	(0)創が治癒したい場合、深部指疑い(※2)	に場合、創が浅 負傷褥瘡(DTI)		(3)創面の50% 以上90%未満 を占める	(4)創面の10% 以上50%未満 を占める	(5)創面の10% 未満を占める	(6)全く形成さ れていない	点	
	壊死組織	(0)なし	(3)柔らかい壊?	死組織あり	(6)硬く厚い密え	着した壊死組織る	あり			
	ポケット(cm ²) 潰瘍面も含めたポケット全周(ポケットの長径×長径に直交する最 大径)ー潰瘍面積	(0)なし	(6)4未満	(9)4以上16未清	茜	(12)16以上36表	卡満	(24)36以上		

- ※1 該当する状態について、両括弧内の点数を合計し、「合計点」に記載すること。ただし、深さの点数は加えないこと。
- ※2 深部損傷褥瘡(DTI)疑いは、視診・触診、補助データ(発生経緯、血液検査、画像診断等)から判断する。
- ※3 「3C」あるいは「3」のいずれかを記載する。いずれの場合も点数は3点とする。

継続	的な管理が必要	な理	曲							
計画	Ī									
実施	した内容(初回及	なび評	平価カン:	1	月1回以		情報共有の結果について記載)		
	カンファレン	ノス実	施日	開催場所		参加した構成員の署名	議事概要			
	初回	月	日							
	2回目	月	日							
	3回目	月	日							
					'					
評価										
計ル	ı									
							説明日	年	月	日
						本	人又は家族(続柄)の署名_			
						在宅褥瘡	_ 対策チーム構成員の署名			
							医師			

[記載上の注意]

- 1 日常生活自立度の判定に当たっては「「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について」(平成3年11月18日厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知 老健第102-2号)を参照のこと。
- 2 日常生活自立度がJ1~A2である患者については、当該評価票の作成を要しないものであること。